

「労働派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

第23条第5項の情報について

清三屋商事株式会社

事業年度：2023年1月1日～2023年12月31日

対象事業所：清三屋商事株式会社 人材開発部

〒010-0965 秋田市八橋新川向12番9号

派遣労働者の総数：（2023年6月1日現在）0人 / 派遣先事業所数 0件

派遣料金、派遣労働者の平均額、マージン率：

派遣料金平均額（1日8時間あたり）の額：0円

派遣労働者の賃金平均額（1日8時間あたり）の額：0円

マージン率：.0%

※マージンに含まれる費用

①社会保険料などの事業主負担分	健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険、労災保険
②有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
③会社運営に係る経費	健康診断、募集、営業、就業管理、教育訓練、事務管理費用
④営業利益	派遣料金－（賃金＋①＋②＋③）

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☒ 労使協定を締結していない

☐ 労使協定を締結している

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先：相談窓口 人材開発事業部

電話番号 018-862-3334

キャリアアップに資する教育訓練

訓練種類	対象者	方法	賃金支給状況	実施主体	費用負担
------	-----	----	--------	------	------

入職時等基礎的訓練

派遣就業に当たって	初回派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無
ビジネスマナー	初回派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無

職能別訓練

OAトレーニング（初級）	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
OAトレーニング（中級）	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

職種転換訓練・

キャリア形成	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
キャリアビジョン策定	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

階層別訓練

キャリア形成	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
キャリアビジョン策定	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

その他の教育訓練

ビジネススキル	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
資格取得支援	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

入職時等基礎的訓練

派遣就業に当たって	初回派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無
ビジネスマナー	初回派遣労働者	OJT	有給	派遣元	無

派遣先が決まった時に基本的な事項に関して 8 時間

訓練事例：基本的なビジネスマナー、電話対応、ビジネスメール、
ワード・エクセルの基礎

職能別訓練

OAトレーニング（初級）	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
OAトレーニング（中級）	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

1 年目から 3 年目までに基本的な活用はできることを目的とする（ 8 時間 / 年 ）

1 年目：ワード・エクセルの基礎、ビジネスメール、会計入力 他

2 年目：ワード・エクセルの応用、パワーポイントの基礎

3 年目：ワード・エクセルの応用、資料作り

職種転換訓練

キャリア形成	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
キャリアビジョン策定	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

経理関連事務などを希望するものについては、4 年目から必要に応じて知識を獲得すること
を目的とする（8 時間 / 年、 4 時間 / 年）

会計ソフトの操作・伝票整理（簿記 3 級）

月次処理・年次決算の仕方（簿記 2 級）

階層別訓練

キャリア形成	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
キャリアビジョン策定	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

仕事に関するスキルを得るための講習・訓練を目的とする 4 年目以降

（8 時間 / 年、 4 時間 / 年）

ワード・エクセル・パワーポイントの応用

自己開発力養成、他

その他の教育訓練

ビジネススキル	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無
資格取得支援	派遣労働者	Off-JT	有給	派遣元	無

仕事の範囲を広げる・スキルアップを目的とする 4 年目以降

（8 時間 / 年、 4 時間 / 年）

クレーム対応、接客の方法、簿記 3.2 級の取得 ライセンス（清掃）の取得 他